

日本の関連意匠制度と 米国の多意匠一出願制度

意匠図面研究会 代表 弁護士・弁理士 西村公芳

1 はじめに

意匠図面は、デザイン開発の成果について権利化による保護を得るために描かれるものですが、ある製品についてのデザイン開発の成果は、必ずしも一意匠として表現し尽くせるとは限らず、企業が複数の意匠の保護を求めたい場合もあります。

日本には、互いに類似する複数の意匠を保護するための制度として、かつては類似意匠制度があり、現在は関連意匠制度があります。また、日本からの意匠出願の需要が高い米国には、多意匠一出願制度があります。

全3回の連載の最終回となる今回は、意匠図面の

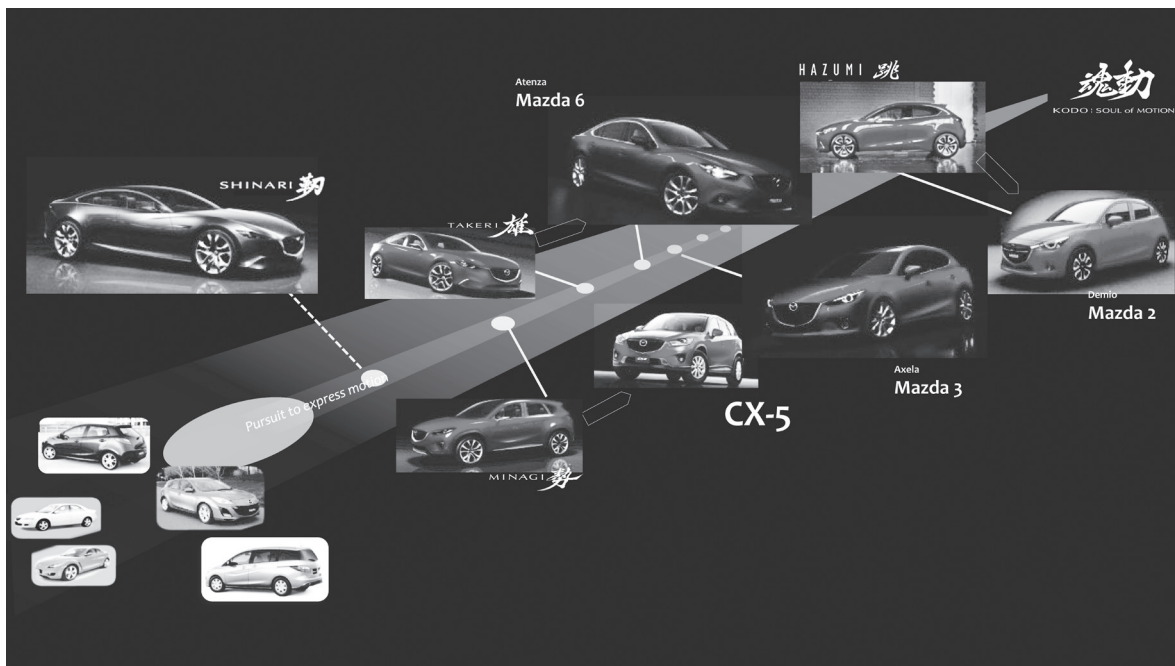
作図という観点からは離れる感もありますが、意匠図面の目的であるデザイン開発の成果の保護に資する日本の関連意匠制度と、併せて、米国の多意匠一出願制度について、取り上げます。

2 日本の関連意匠制度

1) 制度の概要

日本において、関連意匠制度とは、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠について、本意匠の出願日から10年を経過する日前まで、関連意匠として意匠登録を認める制度です。

●図1 一貫したコンセプトに基づいてデザインされた製品群（マツダ株式会社の「魂動」デザイン）



画像提供：マツダ株式会社